

## 労災保険率等の改定について（平成13年度）

### 1 労災保険率の改定

- (1) 労災保険率は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」及び同法に係る政省令の定めにより、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、事業の種類（52業種）ごとに過去3年間の災害率等を考慮して決定することとされているところであるが、近年は新たな3年間の災害率等が把握される3年ごとに労災保険率の改定を行っているところである。

最近では、平成6年度から平成8年度の災害率等を考慮して平成10年4月1日施行の料率改定を行ったところであるが、今回、平成9年度から平成11年度までの3年間の災害率等が新たに把握されたことから、労災保険率の改定の必要性について検討したところである。

- (2) 検討の結果、事業の種類により差異はあるが、労働災害の減少及び過去債務分料率の引き下げにより全体として改定前料率（全業種平均1,000分の9.0）に対し1,000分の0.5の引き下げ（率にして5.6%減）となり、全業種平均では1,000分の8.5となる見通しである。

### 労災保険率の構成要素

	現行（平成11年度）	改定後
災害料率分	1,000分の6.5	1,000分の6.4
労働福祉事業分	1,000分の1.5	1,000分の1.5
過去債務分	1,000分の1.0	1,000分の0.6
計	1,000分の9.0	1,000分の8.5

- (3) 事業の種類別の労災保険率等の改定案は、別表1及び2のとおりである。

## 労 災 保 険 率 表

事業の種類	事業の種類	労 災 保 険 率	
		現 行	改 定 案
林 業	木材伐出業	1000分の134	1000分の133
	その他の林業	1000分の39	
漁 業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の59	1000分の56
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40	1000分の42
鉱 業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の89	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の60	1000分の57
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の10	1000分の9
	採石業	1000分の72	1000分の71
	その他の鉱業	1000分の36	1000分の35
建 設 事 業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の134	1000分の133
	道路新設事業	1000分の33	1000分の31
	舗装工事業	1000分の20	1000分の19
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の38	1000分の34
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の22	1000分の20
	既設建築物設備工事業	1000分の15	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の20	1000分の19
	その他の建設事業	1000分の27	1000分の26
製 造 業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の9	
	たばこ等製造業	1000分の6	1000分の7
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の7	1000分の6.5
	木材又は木製品製造業	1000分の23	
	パルプ又は紙製造業	1000分の10	1000分の9
	印刷又は製本業	1000分の6	
	化学工業	1000分の8	1000分の7.5
	ガラス又はセメント製造業	1000分の8	1000分の8.5
	コンクリート製造業	1000分の18	
	陶磁器製品製造業	1000分の19	1000分の18
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26	
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の8	
	非鉄金属精錬業	1000分の10	
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の11	
	鋳物業	1000分の20	
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	1000分の17	1000分の16
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	1000分の12	
	めっき業	1000分の10	
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の9	1000分の8.5
	電気機械器具製造業	1000分の6	1000分の5.5
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の7	
	船舶製造又は修理業	1000分の22	1000分の23
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の6	1000分の5.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の6		
その他の製造業	1000分の10		
運 輸 業	交通運輸事業	1000分の7	1000分の6.5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の15	
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の22	1000分の20
	港湾荷役業	1000分の38	1000分の35
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の6	1000分の5.5
そ の 他 の 事 業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の11	1000分の13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の14	
	ビルメンテナンス業	1000分の6	1000分の6.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6	1000分の6.5
	その他の各種事業	1000分の6	1000分の5.5

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われぬ。

## 第二種特別加入保険料率表

事業又は作業 の種類番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現 行	改 定 案
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	1000分の15	
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	1000分の22	1000分の21
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	1000分の48	
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	1000分の52	1000分の53
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	1000分の 7	
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	1000分の12	1000分の13
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械従事者）	1000分の 6	
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	1000分の 7	
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	1000分の18	
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	1000分の 6	
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1000分の16	1000分の17
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	1000分の 4	
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1000分の18	
特14	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1000分の 7	
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	1000分の 8	
特16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	1000分の 6	

## 第三種特別加入保険料率

対 象	第三種特別加入保険料率	
	現 行	改 定 案
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1000分の 7	1000分の 6

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われない。

## 第4回 労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会議事録（抄）

平成15年2月19日（水）

### ○委員

産業全体について考えたときに、それぞれの産業に特色があるのはわかっていますし、災害の発生率もそれぞれ違うのでしようけれども、IT化時代、省力化ということで、非常に垣根が取り払われつつあると思うのです。この産業分類のような業種区分は時代に即してないのではないかと思います。今日即ちその答えをいただかなくてもいいのですが、業種ごとにもう少し検討があって然るべきではないかと思います。この部分についてはお答えをいただきたいと思います。

### ○事務局

業種の分類に当たっては、災害の種類、作業態様、費用負担の連帯性、災害防止活動の浸透ということで、業界組織の状況とか、保険集団としての規模等を考慮して決定しているところです。

大きな変化があった場合には、統合や分離等で見直しを図っていきたいとは考えています。52、51ということの数が多いのかもしれませんが、今後とも時代の変化に応じて統合ができるところは統合するということは随時検討していきたいと思っています。

### ○委員

第1には説明の中に「労働災害が大幅に減少しているから保険料率を下げる事が可能」という説明がありました。これについてですが、確かに新規の受給者数は減少しています。一方で労働災害の報告が適切に行われているのかどうか、労災認定が適切かつ迅速に行われているのかどうか、これは大変疑問に思います。

### ○事務局

災害の減少の程度ですが、数字を見ますと重大災害は横ばい状態ですが、新規の災害発生状況を見るとかなり減少しています。今回の労災保険経済という観点からすると、そういった災害の減少の状況を踏まえて見直しをするという

ことですが委員のご指摘があったように、それが本来の労災保険給付に支障があるような料率の引下げはあってはならないわけで、我々も労災保険の運営がまず健全に、的確に行われることを第一義に料率の見直しを行ったものです。

#### ○委員

特に今回の諮問案についてではないのですが、今後の審議のあり方について若干の要望を申し上げたいと思います。いまの各委員のご発言にもあったかと思うのですが、諮問案について、労災保険率を引き下げるということで提案があったのですが、例えば災害発生率が下がっているという説明はあるにしても、それについての資料が一切出ていないです。計算等は確かに複雑なので、それをすべて出せと言っても無理があると思いますが、少なくとも保険率を下げることの裏付けになる資料は出していただかないと、我々としては評価のしようがないという気がしますので、それは少しご検討いただきたいと思います。